日調連発第１３４号
令和２年７月２７日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人に対する懲戒事務処理規則について(参考送付)

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

別添１

法務省民二訓第２号

法　務　局　長
地 方 法 務 局 長

土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人に対する懲戒事務処理規則を次のとおり定める。

令和２年７月２０日

法務大臣　　森　　まさこ
（公印省略）

土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人に対する懲戒事務処理規則

（趣旨）

第１条　この規則は，土地家屋調査士法（昭和２５年法律第２２８号。以下「法」という。）第６章，第６６条の２及び第６７条並びに土地家屋調査士法施行規則（昭和５４年法務省令第５３号。以下「施行規則」という。）第６章の規定に基づいてする土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人（以下「土地家屋調査士等」という。）に対する懲戒に関する事務（以下，個々の懲戒事案を「事件」という。）に必要な事項を定めるものとする。

（事件処理の担当）

第２条　施行規則第３５条の７，第３５条の８第２項及び第４０条の規定に基づく土地家屋調査士等に対する懲戒に関する事務は，事件の対象となる土地家屋調査士等の事務所又は主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局がその処理を担当する。

２　民事局長は，事件が２以上の法務局又は地方法務局において処理を担当することが相当な場合その他必要があると認める場合には，その処理を担当する法務局又は地方法務局を指定することができる。

（共同調査）

第３条　法務局又は地方法務局は，民事局長から指示を受けたときは，民事局と共同して事件の調査を行わなければならない。

（事実についての調査の依頼）

第４条　法務局又は地方法務局の長は，当該法務局又は地方法務局が処理を担当する土地家屋調査士等に対する懲戒に関する事務について，法第４４条第２項の規定による調査を民事局長又は他の法務局若しくは地方法務局の長に依頼することができる。

（管轄区域外の調査）

第５条　事件の調査は，必要があるときは，事件の処理を担当する法務局又は地方法務局の管轄区域外においても行うことができる。

（聴聞の権限の委任）

第６条　施行規則第３５条の８第２項の規定に基づく聴聞の権限の委任は，民事局長が，当該聴聞に係る事件の処理を担当する法務局若しくは地方法務局の長又は当該地方法務局を監督する法務局の長に対してするものとする。

（求指示及び報告）

第７条　法務局又は地方法務局の長は，当該法務局又は地方法務局が処理を担当する土地家屋調査士等に対する懲戒に関する事務について，民事局長が別に定めるところに従い，民事局長に対し，指示を求め，又は報告をしなければならない。

（公告）

第８条　法第４６条に基づく公告については，懲戒処分を受けた土地家屋調査士等の氏名又は名称，所属する土地家屋調査士会の名称，登録番号及び事務所の所在地並びに処分の年月日及びその量定を公表するものとする。

（委任）

第９条　この規則に定めるもののほか，土地家屋調査士等に対する懲戒に関する事務の処理について必要な事項は，民事局長が定める。

附　則

１　この訓令は，令和２年８月１日から施行する。

２　土地家屋調査士等に対する懲戒処分に関する訓令（平成１９年５月１７日付け法務省民二訓第１０８２号）は，廃止する。

別添２

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第４６１号
令和２年７月２０日

法　務　局　長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人に対する懲戒事務処理細則について（通達）

土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人に対する懲戒事務処理細則を次のように定める。

土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人に対する懲戒事務処理細則

（趣旨）

第１条　この細則は，土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人に対する懲戒事務処理規則（令和２年法務省民二訓第２号大臣訓令。以下「処理規則」という。）第９条の規定に基づき，法務局及び地方法務局における土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人（以下「土地家屋調査士等」という。）に対する懲戒に関する事務（以下，個々の懲戒事案を「事件」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（事件記録及び帳簿）

第２条　法務局及び地方法務局（以下「法務局等」という。）には，その法務局等が処理を担当する土地家屋調査士等に対する懲戒の事件の記録(以下「事件記録」という。）を備えるものとする。

２　事件記録には，別記第１号様式による表紙を付し，所要の事項を記載するものとする。

３　事件記録のほか，法務局等には，次の帳簿を備えるものとし，第１号の帳

簿の様式については，同号に定めるところによる。

(1) 事件簿（別記第２号様式）

(2) 事件関係雑文書のつづり

４　前項の帳簿は，暦年ごとに調製するものとする。

５　第３項第２号の帳簿には，懲戒事件に関する文書で事件記録につづり込まないものをつづり込むものとする。

（報告等）

第３条　この細則の規定により法務局等の長が行う報告,求指示及び通知等は,書面又は電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によるものとする。

（立件）

第４条　法務局等の長は，土地家屋調査士法（昭和２５年法律第２２８号。以下「法」という。）第４４条第１項の規定による通知があったとき又は第５５条の規定による報告があったときは，事件簿に登載し，通知又は報告された事実について必要な調査を開始しなければならない。ただし，次に掲げる場合は，この限りでない。

(1) 当該通知又は報告に関する事実について，当該事実があったとき（継続する行為にあっては，その終了したとき。）から７年を経過し，明らかに法第４５条の２に規定する除斥期間を経過していることが認められるとき。

(2) 当該通知又は報告に関する事実について，過去に懲戒処分を行った事件又は不処分の決定をした事件と同一の事実に関するものであるとき。

(3) 当該通知又は報告に関する事実について，懲戒事由に当たらないことが明らかであるとき。

２　法務局等の長は，当該法務局等の管轄区域内に事務所又は主たる事務所を有する土地家屋調査士等に法又は土地家屋調査士法施行規則（昭和５４年法務省令第５３号。以下「施行規則」という。）に違反する事実があると思料するときは，事件簿に登載し，当該事実について必要な調査を開始しなければならない。この場合においては，前項ただし書の規定を準用する。

３　法務局等の長は，前二項の規定により事件簿に当該事件を登載した場合において，事件が調査を開始することができないものであると認めるとき，事

件の軽重その他情状を考慮して懲戒すべきでないことが明らかであると認めるとき又は事件が第１項各号（前項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当すると認めるときは，第８条の規定にかかわらず，当該意見を付し，別記第３号様式による調査結果報告に事件記録その他の資料を添付して，民事局長の指示を求めるものとする。

（指示等）

第５条　処理規則第２条第２項の規定による指定，処理規則第３条の規定による指示，この細則に基づく指示等は，別記第４号様式による指示書によりするものとする。

（事実についての調査の依頼）

第６条　処理規則第４条の規定による調査の依頼は，別記第５号様式による調査依頼書に必要な資料を添付してするものとする。

（事件の疑義についての求指示）

第７条　法務局等の長は，当該法務局等が処理を担当する事件に関して疑義があるときは，別記第６号様式による求指示書に必要な資料を添付して民事局長の指示を求めるものとする。

（土地家屋調査士会への調査の委嘱）

第８条　法務局等の長は，施行規則第４０条第１項の規定による調査については，原則として，全ての事件について同条第２項の規定に基づき事件の対象となる土地家屋調査士等が所属する土地家屋調査士会に対して委嘱を行うものとする。ただし，法第５５条の規定による土地家屋調査士会からの報告に係る事件については，調査の委嘱を要しない。

２　法務局等の長は，施行規則第４０条第２項の規定による調査の委嘱に当たっては，土地家屋調査士会に対し，別記第７号様式による調査委嘱書に調査すべき事項及び報告期限を示し調査に必要な資料を提供して，調査の結果を報告するよう求めるものとする。

３　前項の調査すべき事項は，法第４２条又は第４３条第１項の規定する懲戒処分を行うに当たって必要となる事実について，これを具体的に示さなければならない。

４　法務局等の長は，施行規則第４０条第２項の規定により調査を委嘱した土地家屋調査士会から，委嘱に係る調査に当たって法務局等による調査又は法務局等からの資料の提出が必要である旨の申出がされ，これを相当とすると

きは，当該調査又は当該資料の収集を行い，当該土地家屋調査士会に対し，別記第８号様式による回答書により当該調査の結果又は当該資料を提供するものとする。

５　法務局等の長は，施行規則第４０条第３項の規定による土地家屋調査士会からの調査結果に係る報告について，更に調査を行うことが必要であると認めるときは，第２項及び第３項の規定に準じ，再度調査の委嘱をすることができる。

６　法務局等の長は，必要に応じて，適正迅速な報告を確保するための措置を土地家屋調査士会と取り決め，実施するものとする。

（調査結果の報告）

第９条　法務局等の長は，施行規則第４０条第３項の規定による土地家屋調査士会からの報告を受けたときは，当該報告を踏まえ，土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人に対する懲戒処分の考え方（処分基準等）に基づき懲戒処分に係る意見を決定するものとする。

２　法務局等の長は，前項の意見を決定したときは，当該意見を付し，別記第３号様式による調査結果報告書に事件記録その他の資料を添付して，民事局長の指示を求めるものとする。

（聴聞の権限の委任等）

第１０条　民事局長は，前条第２項の調査結果報告を受けた場合において，当該事件の処理を担当する法務局若しくは地方法務局の長又は当該地方法務局を監督する法務局の長において聴聞を実施する必要があると認めるときは，当該法務局等の長に対し，別記第９号様式による聴聞実施指示書により聴聞の権限の委任をするとともに，聴聞の実施を指示するものとする。

２　聴聞の権限の委任を受けた法務局等の長が，当該事件の処理を担当する地方法務局を監督する法務局の長であるときは，当該法務局の長は，当該聴聞の実施について，聴聞事件として事件簿に登載するものとする。

（不処分決定等の通知）

第１１条　民事局長は，第４条第３項又は第９条第２項の調査結果報告を受けた場合において，当該事件について懲戒処分を行う必要がないと認めるときは，当該調査結果報告をした法務局等の長に対し，別記第１０号様式による不処分決定の通知により懲戒処分を行わない旨を通知するものとする。

２　民事局長は，第４条第３項の調査結果報告を受けた場合において，懲戒処

分及び不処分の決定のいずれも行わず，当該事件を終了することが相当であると認めるときは，当該調査結果報告をした法務局等の長に対し，別記第４号様式による指示書により事件の終了を指示するものとする。

（聴聞の実施）

第１２条　第１０条第１項の規定による聴聞の権限の委任及び実施の指示を受けた法務局等の長は，別記第１１号様式による聴聞通知書により懲戒処分の対象となる土地家屋調査士等に対し，聴聞の実施を通知するとともに，法第４５条第１項及び施行規則第３５条の７第３号の規定に基づき，その旨を別記第１２号様式により日本土地家屋調査士会連合会に通告するものとする。

２　聴聞は，行政手続法（平成５年法律第８８号）第３章第２節，法第４４条第３項から第５項まで，及び第４５条並びに法務省聴聞規則（平成６年法務省令第４７号）の規定により実施する。

３　法務省聴聞規則の規定による通知等の様式については，次の各号に定めるところによる。

(1) 法務省聴聞規則第３条第３項の規定による通知（別記第１３号様式）

(2) 同規則第５条第２項の規定による通知（別記第１４号様式）

(3) 同規則第６条第２項の規定による通知（別記第１５号様式）

(4) 同規則第８条第２項の規定による通知（別記第１６号様式）

(5) 同規則第１０条第１項の規定による公示及び通知（別記第１７号様式）

(6) 同規則第１２条第１項の規定による聴聞調書（別記第１８号様式）

(7) 同規則第１２条第３項の規定による報告書（別記第１９号様式）

(8) 同規則第１３条第２項の規定による通知（別記第２０号様式）

４　聴聞の主宰者による行政手続法第２４条第３項の規定による報告書及び聴聞調書の提出については，その他関係資料を添付して当該事件の処理を担当する法務局等の長に対してするものとする。

５　行政手続法第２４条第４項の規定による閲覧に関する事務は，聴聞の終結後にあっては当該事件の処理を担当する法務局等においてこれを取り扱う。

（聴聞結果報告）

第１３条　聴聞の終結後，当該事件の処理を担当する法務局等の長は，別記第２１号様式による聴聞結果報告書に懲戒処分書案その他の資料を添付して，民事局長の指示を求めるものとする。

（処分決定又は不処分決定の通知）

第１４条　民事局長は，前条の聴聞結果報告を受けた場合において，当該事件について懲戒処分を行うときは，当該事件の処理を担当する法務局等の長に対し，別記第２２号様式による処分決定通知及び懲戒処分書を送付するものとする。

２　民事局長は，前条の聴聞結果報告を受けた場合において，当該事件について懲戒処分を行う必要がないと認めるときは，当該事件の処理を担当する法務局等の長に対し，別記第１０号様式による不処分決定の通知により懲戒処分を行わない旨を通知するものとする。

（懲戒処分書の交付又は不処分の通知等）

第１５条　前条第１項の規定による処分決定通知及び懲戒処分書の送付を受けた法務局等の長は，懲戒処分の対象となる土地家屋調査士等に対し，懲戒処分書を交付するものとする。

２　第１１条第１項又は前条第２項の規定による不処分決定の通知を受けた法務局等の長は，当該事件の対象となる土地家屋調査士等に対し，別記第２３号様式による通知書により不処分である旨を通知するものとする。

３　第１１条第２項の規定による事件の終了の通知を受けた法務局等の長は，必要があると認めるときは，法第４９条第１項の規定による申出人，当該事件の対象となる土地家屋調査士等に対し，別記第２４号様式による通知書又は適宜の方式により事件の終了を通知することができる。

（結果報告等）

第１６条　法務局等の長は，前条第１項の規定に基づき懲戒処分書を交付したとき，又は同条第２項の規定に基づき不処分である旨の通知を行ったときは，別記第２５号様式による結果報告書により民事局長に対してその旨を報告するものとする。

２　法務局等の長は，必要があると認めるときは，法第４４条第１項の規定による申出人に対し，別記第２４号様式により事件の結果を通知することができる。

（官報公告及び通知）

第１７条　法第４６条の規定に基づく公告及び施行規則第３６条の規定に基づく懲戒処分の通知は，民事局において行う。

附　則

１　この通達は，令和２年８月１日から施行する。

２　この通達に抵触する従前の取扱いは，この通達により変更したものとする。

３　この通達の施行の際に作成している事件記録，事件簿その他懲戒事件に関する書類は，この通達の規定により作成されているものとみなす。

別記第1号（第2条関係）

大　　分　　類	
中　　分　　類	
小　　分　　類	（土地家屋調査士〇〇に対する懲戒申出事件） （土地家屋調査士〇〇に対する懲戒事件）

事　件　記　録

申出・報告・立件		年　　月　　日	
事件番号		（地方）法務局　　年 第　　号	
土地家屋調査士等の表示	氏名又は名称		
	事務所又は主たる事務所		
	登録番号		
	所属する土地家屋調査士会		
土地家屋調査士会への調査委嘱		委嘱年月日	年　　月　　日
		報告年月日	年　　月　　日
調査結果報告		年月日	年　　月　　日
聴聞		聴聞年月日	年　　月　　日
		結果報告年月日	年　　月　　日
処分・不処分・終了の別		年　　月　　日	
懲戒処分書等の交付		年月日	年　　月　　日
結果報告		年月日	年　　月　　日
備　考　欄			

作成・取得年度等	
保存期間	
保存期間満了日	
保存期間満了時の措置	

別記第2号（第2条関係）

（局名）〇〇（地方）法務局

事　　件　　簿

事件番号	区　分	申出・報告・立件年月日	土地家屋調査士等の氏名又は名称	申出人等	土地家屋調査士会への調査委嘱年月日	民事局への調査結果報告年月日	処分年月日 処分・不処分・終了の別	懲戒処分書等交付年月日	備　考

※　事件番号は，H31-1,R1-1,R2-1の要領で付番する。

別記第３号（第４条第３項，第９条関係）

第　　号
令和　年　月　日

法務省民事局長　殿

（地方）法務局長
（ 公 印 省 略 ）

調　査　結　果　報　告　書

下記１の事件について，調査結果を報告しますので，聴聞の要否について御指示願います。

なお，当局及び○○土地家屋調査士会の意見は下記２のとおりです。

記

１　事件の表示

事 件 番 号　○○（地方）法務局　　年第　号
氏　　名
事　務　所
登 録 番 号
所属する土地家屋調査士会

（注）土地家屋調査士法人にあっては，氏名・事務所に代えて名称・主たる事務所を表示する。以下様式において同じ。

２　懲戒処分についての意見

当 局 意 見　○○相当（理由は別紙のとおり）
土地家屋調査士会意見　○○相当（別添のとおり）

別紙

第１　結論

○○相当

第２　理由

１　事案の概要

本件は，土地家屋調査士○○○○（以下「被調査者」という。）が，○○地方法務局○○支局平成３０年１月○日受付第○○号による分筆登記（以下「本件登記」という。）に関し，本件登記に係る甲土地の所有権の登記名義人Ａの本人確認及び登記申請意思確認を怠ったとして，Ａから懲戒の申出がされた事案である。

２　認定事実

以下の事実が，○○土地家屋調査士会の調査報告書及び被調査者の供述から認められる。

(1) 被調査者は，平成４年○月○日，土地家屋調査士となる資格を取得し，平成５年１月○日付け登録番号○号をもって土地家屋調査士の登録を受け，同日，○○土地家屋調査士会に入会し，土地家屋調査士の業務に従事している者であり，これまでに懲戒処分歴はない。

(2) 被調査者は，平成２９年１２月○日，Ａが所有権の登記名義人である甲土地について，Ａの息子であるＢから，分筆登記（本件登記）の申請手続を代理することの依頼を受けた。

(3) 被調査者は，平成３０年１月○日，○○市○○町○番地において，Ｂ及び甲土地の隣地所有者らと境界確認を行うとともに，甲土地の分割線について，Ｂから指示を受けた。また，Ｂから本件登記申請に係るＡの記名・押印がされた委任状の提出を受けた。この際，被調査者は，Ｂの本人確認を行い，ＢがＡ本人ではないことを認識したが，ＢがＡの息子であることから問題ないであろうと考え，Ａの本人確認及び登記申請意思確認を行わなかった。

(4) 被調査者は，同月○日，本件登記を申請し，同申請に基づく分筆登記は完了した。

(5) Ａは，上記(3)について，被調査者が本件登記についてＡの本人確認及び登記申請意思確認を怠ったとして，令和元年○月○日，本件懲戒申

出を行った。

(6) Ａからの本件懲戒申出を端緒とし，被調査者及びＢを含むＡの親族間で本件登記について協議が行われた。その際，Ｂは，甲土地の一部を勝手に売却する意図でＡに無断で分筆登記の申請を進めたことを認めた。被調査者も，Ａの本人確認及び登記申請意思の確認を行わなかったことを認めて謝罪するほか，必要な賠償を行った。また，その後，上記甲土地については，本件登記について，抹消の手続がされた。なお，Ａからは，被調査者を宥恕する旨の上申書が提出されている。

３　処分の量定

(1) 上記２(3)によれば，被調査者が，相当の注意を怠って本人確認及び登記申請意思の確認義務に違反したことは明らかであり，適正に登記申請手続を行うべき注意義務を負っている土地家屋調査士の信用を失墜させるものとして，土地家屋調査士法第２条（職責），同法第２３条（会則の遵守義務），○○土地家屋調査士会会則第○条（依頼者の本人確認等）に違反する。

(2) そして，適正な本人確認及び登記申請意思確認がないまま甲土地の所有権の登記名義人Ａの意思に反して本件登記がされたところ，これらの違反行為は，土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人に対する懲戒処分の考え方（処分基準等）の別表違反行為の欄「本人確認義務違反又は依頼者等の意思確認義務違反で実害が生じたもの」に該当し，懲戒処分の量定としては，「戒告又は１年以内の業務の停止」が相当であるとされている。

(3) 本件では，関係者間で協議が行われて本件登記の抹消手続が完了し，Ａに生じた経済的実害は賠償により回復されており，本件懲戒申出を行ったＡも被調査者を宥恕している。更に，被調査者には，平成５年の開業以来，懲戒処分歴はない。これらの事情は，被調査者にとって酌むべき情状といえる。

(4) 以上を総合すると，被調査者を○○とするのが相当である。

４　参考事項

なし。

別記第４号－１（第５条関係）

法務省民二第　　号
令和　　年　　月　　日

（地方）法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

事件の処理について（指定）

下記事件について，貴局（及び○○（地方）法務局）を（共同して）事件の処理を担当する（地方）法務局として指定します。

記

１　事件の表示
　氏　　名
　事　務　所
　登録番号
　所属する土地家屋調査士会

２　備考
　○○（地方）法務局における事件番号　　年第　号

別記第４号－２（第５条関係）

法務省民二第　　号
令和　　年　　月　　日

（地方）法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

事件の処理について（指示）

（令和〇年〇月〇日付け〇第〇号をもって求指示があった）下記事件については，事件の調査を終了することが相当ですので，通知します。

（〇〇について，調査を行うことが相当ですので，通知します。）

記

１　事件の表示

事件番号　〇〇（地方）法務局　　年第　号
氏　　名
事　務　所
登録番号
所属する土地家屋調査士会

２　備考

別記第５号（第６条関係）

第　　号
令和　年　月　日

（地方）法務局長　殿

（地方）法務局長
（ 公 印 省 略 ）

調　査　依　頼　書

下記事件の調査事項について，土地家屋調査士法（昭和２５年法律第２２８号）第４４条第２項の規定による調査を依頼します。

記

１　事件の表示

事 件 番 号　○○（地方）法務局　　年第　号
氏　　名
事　務　所
登 録 番 号
所属する土地家屋調査士会

２　調査事項

(1) 調査対象者

・・・・・・・・

(2) 調査対象事実

・・・・・・・・

別記第６号（第７条関係）

第　　号
令和　年　月　日

法務省民事局長　殿

（地方）法務局長
（ 公 印 省 略 ）

求　指　示　書

下記事件について，○○○○と思料しますが，いささか疑義がありますので，指示を求めます。

記

１　事件の表示

事 件 番 号　○○（地方）法務局　　年第　号
氏　　名
事　務　所
登 録 番 号
所属する土地家屋調査士会

２　当局意見

(1) 事案の概要

・・・・・・・

(2) 求指示事項

・・・・・・・

なお，懲戒申出人は，上記登記名義人本人であり，土地家屋調査士〇〇と面識がない旨を主張している。

3　疑われる法令条項

4　添付書類（いずれも写し）

別記第７号（第８条第２項関係）

第　　号
令和　年　月　日

○○土地家屋調査士会会長　殿

（地方）法務局長
（ 公 印 省 略 ）

土地家屋調査士の非違行為に関する調査について（委嘱）

貴会所属の会員に係る下記事件について，土地家屋調査士法施行規則（昭和５４年法務省令第５３号）第４０条第２項の規定に基づき，同条第１項の調査を委嘱します。

なお，調査結果の報告期限を令和　年　月　日（　）とします。

おって，懲戒処分を相当とする意見を添付する場合にあっては，下記会員の聴聞の実施場所に関する希望についても，併せて報告願います。

記

１　事件の表示

事 件 番 号　○○（地方）法務局　　年第　号
氏　　名
事　務　所
登 録 番 号

２　調査委嘱事項

（注１）懲戒処分を行うに当たって必要となる事実について，具体的に示すこと

【例】

○○市○町○番地の土地の○○（地方）法務局平成○年○月○日受付第○号の所有権移転登記について，土地家屋調査士○○が，登記名義人の本人確認又は登記申請意思の確認を怠った事実の有無。

なお，懲戒申出人は，上記登記名義人本人であり，土地家屋調査士〇〇と面識がない旨を主張している。

3　疑われる法令条項

4　添付書類（いずれも写し）

別記第８号（第８条第４項関係）

第　　号
令和　年　月　日

○○土地家屋調査士会会長　殿

（地方）法務局長
（ 公 印 省 略 ）

土地家屋調査士の非違行為に関する調査結果（又は資料提供）について（回答）

令和○年○月○日付け第○号をもって依頼のあった調査依頼について，下記のとおり，調査結果を報告します（又は資料を提供します）。

記

１　事件の表示

事 件 番 号　○○（地方）法務局　　年第　号
氏　　名
事　務　所
登 録 番 号

２　回答事項

別記第９号（第１０条関係）

法務省民二第　　号
令和　　年　　月　　日

（地方）法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

聴　聞　実　施　指　示　書

下記事件については，土地家屋調査士法（昭和２５年法律第２２８号）第４４条第３項の規定による聴聞を行う必要があると認めますので，土地家屋調査士法施行規則（昭和５４年法務省令第５３号）第３５条の８第２項の規定に基づき，その権限を委任します。

記

１　事件の表示

事件番号　○○（地方）法務局　　年第　号
氏　　名
事　務　所
登録番号
所属する土地家屋調査士会

２　聴聞通知書に記載すべき行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条第１項第１号及び第２号に掲げる事項

(1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

(2) 不利益処分の原因となる事実

別記第１０号（第１１条第１項，第１４条第２項関係）

法務省民二第　　号
令和　　年　　月　　日

（地方）法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

事件の処理について（指示）

令和〇年〇月〇日付け〇第〇号をもって調査結果報告(又は聴聞結果報告)があった下記事件については，懲戒処分を行わないこととされたので，通知します。

記

１　事件の表示

事件番号　〇〇（地方）法務局　　年第　号
氏　　名
事　務　所
登録番号
所属する土地家屋調査士会

２　備考

別記第１１号（第１２条第１項関係）

第　　号
令和　年　月　日

土地家屋調査士　　殿
（土地家屋調査士法人　　殿）

（地方）法務局長　　職印

聴　聞　通　知　書

下記のとおり土地家屋調査士法（昭和２５年法律第２２８号）第４４条第３項の規定による聴聞を行いますので，行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条第１項の規定に基づき，通知します。

記

１　予定される不利益処分の内容
　〇年間の土地家屋調査士の業務の停止
２　根拠となる法令の条項
　土地家屋調査士法第４２条第２号
３　不利益処分の原因となる事実
　別紙１のとおり
４　聴聞の期日
　令和〇年〇月〇日（〇）　午前〇時
５　聴聞の場所
　〇〇市〇町１丁目１番１号
　〇〇合同庁舎　〇階　会議室
６　聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
　名　称　〇〇（地方）法務局（民事行政部）総務課
　所在地　〇〇市〇町１丁目１番１号　〇〇合同庁舎
７　聴聞の公開の希望の有無
　聴聞の公開を希望する場合には，別紙２の上申書を，令和〇年〇月〇日ま

でに当局に到着するよう送付願います。

（教　示）

1　聴聞の期日に出頭して意見を述べ，及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し，又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

2　聴聞が終結するまでの間，当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

（注　意）

1　聴聞の期日の出頭の際には，この通知書を持参してください。

2　本人が出頭できないときは，あらかじめ委任状等の書面を提出して，代理人を出頭させることができます。

別紙１

不利益処分の原因となる事実

１
２
３

別紙２

令和　年　月　日

（地方）法務局長　殿

住　　所
土地家屋調査士

上　申　書

私は,令和　年　月　日付け第　号をもって聴聞通知書の送付を受けました。

つきましては，令和　年　月　日　時を期日とする聴聞について，土地家屋調査士法（昭和２５年法律第２２８号）第４４条第５項の規定に基づき，公開による聴聞を請求します。

別記第１２号（第１２条第１項関係）

第　　号
令和　年　月　日

日本土地家屋調査士会連合会会長　殿

（地方）法務局長
（ 公 印 省 略 ）

土地家屋調査士の懲戒処分について（通告）

下記の土地家屋調査士に対して，令和　年　月　日付けをもって，行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条第１項の規定に基づき，聴聞通知書を発送しましたので，土地家屋調査士法第４５条（昭和２５年法律第２２８号）第１項の規定により，通告します。

記

氏　　名
事　務　所
所属する土地家屋調査士会
登 録 番 号

別記第１３号（第１２条第３項第１号関係）

第　　号
令和　年　月　日

土地家屋調査士　　殿
（土地家屋調査士法人　　殿）

（地方）法務局長　　職印

変　更　通　知

令和　年　月　日付け第　号で通知した聴聞については，下記のとおり期日（場所）を変更しますので，法務省聴聞規則（平成６年法務省令第４７号）第３条第３項の規定により，通知します。

記

（変更後の期日，場所等を記載する。）

別記第１４号（第１２条第３項第２号関係）

第　　号
令和　年　月　日

○　○　○　○　殿

主宰者　　印

関係人参加許可通知書

令和　年　月　日付けで申請のありました法務省聴聞規則（平成６年法務省令第４７号）第５条第１項の規定に基づく許可の申請については，これを許可しますので，同条第２項の規定により通知します。

別記第１５号（第１２条第３項第３号関係）

第　　号
令和　年　月　日

土地家屋調査士　　殿
（土地家屋調査士法人　　殿）

（地方）法務局長　　職印

閲　覧　許　可　通　知

令和　年　月　日付けで申請のありました法務省聴聞規則（平成６年法務省令第４７号）第６条第１項の規定による閲覧の申請については，これを許可しますので，同条第２項の規定により閲覧の日時及び場所を通知します。

（ただし，○○○の文書の一部については，個人のプライバシーに係る事項が記載されており，第三者の利益を害するおそれがあるものと認められることから，その閲覧を拒否します。）

記

１　日　　時
２　場　　所

別記第１６号（第１２条第３項第４号関係）

第　　号
令和　年　月　日

土地家屋調査士　　殿
（土地家屋調査士法人　　殿）

主宰者　　印

補佐人参加許可通知書

令和　年　月　日付けで申請のありました法務省聴聞規則（平成６年法務省令第４７号）第８条第１項の規定に基づく許可の申請については，これを許可しますので，同条第２項の規定により通知します。

別記第１７号（第１２条第３項第５号関係）

聴聞の期日における審理の公開についての公示

令和　年　月　日

（地方）法務局長　　職印

下記の聴聞の期日における審理は，これを公開するので，行政手続法（平成５年法律第８８号）第２０条第６項及び土地家屋調査士法（昭和２５年法律第２２８号）第４４条第５項の規定により公示する。

記

１　期　　日

２　場　　所

３　土地家屋調査士の氏名

４　土地家屋調査士の事務所

第　　号
令和　年　月　日

土地家屋調査士　　殿
（土地家屋調査士法人　　殿）

（地方）法務局長　　職印

聴聞の期日における審理の公開について

令和　年　月　日付け第〇号をもって通知した聴聞の期日における審理は，公開により行いますので，法務省聴聞規則（平成６年法務省令第４７号）第１０条第１項の規定により通知します。

（注）「聴聞の期日における審理の公開についての公示」の写しを添付する。

別記第１８号（第１２条第３項第６号関係）

聴　聞　調　書

１　聴聞の件名

土地家屋調査士〇〇に対する懲戒処分に関する件

２　聴聞の期日

３　聴聞の場所

４　主宰者の職名及び氏名

５　出頭した当事者，参加人，代理人及び補佐人（以下「当事者等」という。）の住所及び氏名

６　出頭した処分庁の職員の職名及び氏名

７　出頭しなかった当事者等の氏名及び当該当事者にあっては，出頭しなかったことについての正当な理由の有無

８　陳述の要旨

（開会）

主宰者：ただいまから，土地家屋調査士法第４４条第３項に基づく，土地家屋調査士〇〇に対する〇〇処分に関する聴聞を始めます。

（主宰者の紹介）

（出席者の人定質問）

当事者側　土地家屋調査士　〇〇

行政庁側　〇〇，〇〇

以上間違いありませんか。

（行政庁側，当事者側首肯）

（審理）

主宰者：行政庁側は，①予定される不利益処分の内容，②不利益処分の根拠となる法令の条項，③その原因となる事実について説明してください。

行政庁：①予定される不利益処分の内容は，○○です。

②不利益処分の根拠となる法令の条項は，土地家屋調査士法第４２条第○号です。

③その原因となる事実については，当事者に送付した令和　年　月　日付け聴聞通知書の別紙１「不利益処分の原因となる事実」のとおりです。

主宰者：当事者側は，行政庁側の説明について不明な点がありましたら申し出てください。なお，意見陳述と質問については，別途行うこととします。

当事者：ありません。

主宰者：当事者側にお伺いします。意見陳述，証拠の提出及び質問等はありますか。

当事者：（意見陳述内容等を記載）

主宰者：本日の審理の結果，この事案については，これをもちまして聴聞を終結することとします。なお，教示義務はありませんが，処分を行うまでの間に新たに事情が生じた場合，行政手続法第２５条の規定により聴聞が再開される場合がありますので，念のため申し添えます。

９　提出された証拠書類等の標目

１０　その他参考事項

令和○年○月○日

主宰者

（地方）法務局　　課　　印

別記第１９号（第１２条第３項第７号関係）

令和　年　月　日

（地方）法務局長　　殿

主宰者
（地方）法務局　　課長　　印

報　告　書

土地家屋調査士法（昭和２５年法律第２２８号）第４４条第３項に基づき，土地家屋調査士○○に対する聴聞を行いましたので，行政手続法（平成５年法律第８８号）第２４条第３項の規定により下記のとおり報告します。

記

１　主宰者の意見

２　不利益処分の原因となる事実及び内容に対する当事者等の主張

３　理由

別記第２０号（第１２条第３項第８号関係）

第　　号
令和　年　月　日

土地家屋調査士　　殿
（土地家屋調査士法人　　殿）

（地方）法務局長　　職印
（主宰者　　印）

閲　覧　許　可　通　知

令和　年　月　日付けで申請のありました法務省聴聞規則（平成６年法務省令第４７号）第１３条第１項の規定による閲覧の申請については，これを許可しますので，同条第２項の規定により閲覧の日時及び場所を通知します。

記

１　日　　時
２　場　　所

別記第２１号（第１３条関係）

第　　号
令和　年　月　日

法務省民事局長　殿

（地方）法務局長
（ 公 印 省 略 ）

聴　聞　結　果　報　告　書

下記１の事件について，聴聞の結果を報告しますので，懲戒処分の要否について御指示願います。

なお，当局意見は下記２のとおりです。

記

１　事件の表示

事 件 番 号　○○（地方）法務局　　年第　号
氏　　名
事　務　所
登 録 番 号
所属する土地家屋調査士会

２　懲戒処分についての意見

当　局　意　見　○○相当（理由は懲戒処分書案のとおり）

懲戒処分書案

事 務 所　〇〇市〇〇町〇番〇号
土地家屋調査士　〇〇　〇〇

上記の者に対し，次のとおり処分する。

主　文

〇〇に処する。

理　由

第１　事案の概要

本件は，土地家屋調査士〇〇〇〇（以下「被処分者」という。）が，〇〇地方法務局〇〇支局平成３０年１月〇日受付第〇〇号による分筆登記（以下「本件登記」という。）に関し，本件登記に係る甲土地の所有権の登記名義人Ａの本人確認及び登記申請意思確認を怠ったとして，Ａから懲戒の申出がされた事案である。

第２　認定事実

以下の事実が，〇〇土地家屋調査士会の調査報告書及び被処分者の供述から認められる。

１　被処分者は，平成４年〇月〇日，土地家屋調査士となる資格を取得し，平成５年１月〇日付け登録番号〇号をもって土地家屋調査士の登録を受け，同日，〇〇土地家屋調査士会に入会し，土地家屋調査士の業務に従事している者であり，これまでに懲戒処分歴はない。

２　被処分者は，平成２９年１２月〇日，Ａが所有権の登記名義人である甲土地について，Ａの息子であるＢから，分筆登記（本件登記）の申請手続を代理することの依頼を受けた。

３　被処分者は，平成３０年１月〇日，〇〇市〇〇町〇番地において，Ｂ及び甲土地の隣地所有者らと境界確認を行うとともに，甲土地の分割線について，Ｂから指示を受けた。また，Ｂから本件登記申請に係るＡの記名・押印がされた委任状の提出を受けた。この際，被処分者は，Ｂの本人確認

を行い，ＢがＡ本人ではないことを認識したが，ＢがＡの息子であることから問題ないであろうと考え，Ａの本人確認及び登記申請意思確認を行わなかった。

4　被処分者は，同月〇日，本件登記を申請し，同申請に基づく分筆登記は完了した。

5　Ａは，上記３について，被処分者が本件登記についてＡの本人確認及び登記申請意思確認を怠ったとして，令和元年〇月〇日，本件懲戒申出を行った。

6　Ａからの本件懲戒申出を端緒とし，被処分者及びＢを含むＡの親族間で本件登記について協議が行われた。その際，Ｂは，甲土地の一部を勝手に売却する意図でＡに無断で分筆登記の申請を進めたことを認めた。被処分者も，Ａの本人確認及び登記申請意思の確認を行わなかったことを認めて謝罪するほか，必要な賠償を行った。また，その後，上記甲土地については，本件登記について，抹消の手続がされた。なお，Ａからは，被処分者を宥恕する旨の上申書が提出されている。

第３　処分の量定

1　上記第２の３によれば，被処分者が，相当の注意を怠って本人確認及び登記申請意思の確認義務に違反したことは明らかであり，適正に登記申請手続を行うべき注意義務を負っている土地家屋調査士の信用を失墜させるものとして，土地家屋調査士法第２条（職責），同法第２３条（会則の遵守義務），〇〇土地家屋調査士会会則第〇条（依頼者の本人確認等）に違反する。

2　そして，適正な本人確認及び登記申請意思確認がないまま甲土地の所有権の登記名義人Ａの意思に反して本件登記がされたところ，これらの違反行為は，土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人に対する懲戒処分の考え方（処分基準等）の別表違反行為の欄「本人確認義務違反又は依頼者等の意思確認義務違反で実害が生じたもの」に該当し，懲戒処分の量定としては，「戒告又は１年以内の業務の停止」が相当であるとされている。

3　本件では，関係者間で協議が行われて本件登記の抹消手続が完了し，Ａに生じた経済的実害は賠償により回復されており，本件懲戒申出を行ったＡも被処分者を宥恕している。更に，被処分者には，平成５年の開業以来，懲戒処分歴はない。これらの事情は，被処分者にとって酌むべき情状とい

える。

４　よって，これらの事情を考慮し，土地家屋調査士法第４２条第〇号の規定により被処分者を主文のとおり処分する。

令和〇年〇月〇日

法務大臣　〇　〇　〇　〇

別記第２２号（第１４条第１項，第１５条第１項関係）

法務省民二第　　号
令和　　年　　月　　日

（地方）法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

事件の処理について（指示）

令和〇年〇月〇日付け〇第〇号をもって調査結果報告(又は聴聞結果報告)があった下記事件については，別添懲戒処分書のとおり，戒告（〇年以内の業務の停止，業務の禁止）とされたので，通知します。

ついては，被処分者に懲戒処分書を交付願います。

記

１　事件の表示

事件番号　〇〇（地方）法務局　　年第　号
氏　　名
事　務　所
登録番号
所属する土地家屋調査士会

２　備考

別記第２３号（第１５条第２項関係）

第　　号
令和　年　月　日

土地家屋調査士　　殿
（土地家屋調査士法人　　殿）

（地方）法務局長　　職印

通　知　書

貴殿に係る懲戒事件（事件番号：〇〇（地方）法務局　　年第　号）（注）については，土地家屋調査士法（昭和２５年法律第２２８号）第４２条に規定する処分は行わないこととされましたので，通知します。

（貴法人に係る懲戒事件（事件番号：〇〇（地方）法務局　　年第　号）については，土地家屋調査士法（昭和２５年法律第２２８号）第４３条第１項に規定する処分は行わないこととされましたので，通知します。）

（注）標記のほか，被通知者において懲戒事件の同一性が判断できるよう，「〇月〇日付けで〇〇から申出があった懲戒事件」，「〇月〇日付け第〇号をもって聴聞の実施を通知した事件」等記載する。

別記第２４号（第１５条第３項，第１６条第２項関係）

第　　号
令和　年　月　日

○　○　○　○　殿

（地方）法務局長　　職印

通　知　書

貴殿の申出に係る懲戒事件（事件番号：○○（地方）法務局　　年第　号）については，土地家屋調査士法（昭和２５年法律第２２８号）第４２条に規定する処分は行わないこととされました（事件を終了することとされました）ので，通知します。（注）

（注）標記のほか，被通知者において懲戒事件の同一性が判断できるよう，適宜の記載して差し支えない。

別記第２５号（第１６条第１項関係）

第　　号
令和　年　月　日

法務省民事局長　殿

（地方）法務局長
（公印省略）

結　果　報　告　書

下記事件について，令和〇年〇月〇日，被処分者に懲戒処分書を交付しましたので，報告します。

記

１　事件の表示
事件番号　〇〇（地方）法務局　　年第　号
氏　　名
事　務　所
登録番号
所属する土地家屋調査士会

２　懲戒処分の内容
〇〇〇〇